

その性別記載欄、必要ですか？

大分県では、性別記載欄における性別の選択に抵抗感をもつ方に配慮するとともに、職員の性的少数者への理解を深めることを目的に、県の申請書等の様式について、平成30年12月から性別記載欄の見直しを行いました。

その結果、性別記載欄のある様式917件のうち、性別記載欄の削除が可能な様式316件については、令和4年3月末をもって全て削除となりました。

【大分県の方針】



- (1) 県の申請書等において不要な性別記載欄を設けない。
ただし、以下(ア)・(イ)に該当するものは除く。
(ア) 法律や省令、国等の定めるもので、県に様式変更の裁量がない
(イ) 業務上(以下①～⑥)の必要性がある
 - ① 統計上・・・集計結果の公表、今後の事業に活用等
 - ② 男女共同参画の観点・・・男女間の格差是正のための現状把握等
 - ③ 医療上・・・医療の提供、医学的判断のため等
 - ④ 性別による配慮や区別・・・施設入所等、性別による配慮(区別)が必要等
 - ⑤ 本人確認・・・手続き上、戸籍上の性別情報が必要等
 - ⑥ その他・・・①～⑤の他、合理的な理由がある場合
- (2) 上記(ア)・(イ)のうち、可能なものについては、性別を任意記載とする、男女以外の選択肢を設けるなどの取扱いを検討

「性の多様性に関する職員ハンドブック ～性的少数者への理解を深めるために～」

大分県では、県職員自らが性的少数者に関する正しい知識を持ち、多様な性について理解を深めるために、職員ハンドブックを作成しています。
是非ご活用ください。

詳細はこちら▼



【お問い合わせ先】

大分県生活環境部

人権尊重・部落差別解消推進課 調整班

097-506-3172

性の多様性に関する職員ハンドブック
～性的少数者への理解を深めるために～



人権情報プラザ(県庁別館1階)の入口

令和2年(2020年)9月策定

令和3年(2021年)6月改定

大分県